

2026年6月15日

投資家の皆様へ

大和アセットマネジメント株式会社

**「D-I's 新興国債券インデックス」
繰上償還（予定）のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「D-I's 新興国債券インデックス」は、2013年12月に設定されて以降、純資産総額の低迷が続き、2026年4月末現在の純資産総額は1.4億円、受益権口数は0.9億口と非常に少額となっています。

長期間にわたり純資産総額が少額な状況が続き、受益権口数の大幅な増加は見込めないと判断したため、以下の信託約款の規定に基づき、繰上償還を行ないます。

信託約款第45条（信託契約の解約）第1項（部分的に抜粋）

委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

繰上償還にあたりましては、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、2026年8月13日付で書面決議を行ない、繰上償還の可否を決議いたします。

2026年6月16日現在の受益者の方は、2026年8月3日までに、繰上償還に関する議案への賛否について議決権を行使することができます。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の方が保有する議決権の3分の2以上の多数の賛成を得た場合に可決されます。書面決議にて議案が可決された場合は、2026年9月11日をもって繰上償還いたします。議案が否決された場合は、繰上償還は行ないません。書面決議の結果は、2026年8月14日に弊社ホームページ上にてお知らせいたします。

なお、2026年6月17日以降に取得された受益権につきましては、上記の議決権を行使する権利はございません。

取得のお申込みに際しましては、上記の繰上償還の内容を十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

投資信託の運用につきましては、今後とも投資家の皆様のご期待に添えますよう万全を期して努力してまいりますので、より一層のご愛顧を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具